

令和7年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
R7	8	7	兵庫県知事 (1)第12263号	正友不動産販売株式会社	兵庫県	神戸市	指示		宅地建物取引業法第35条第1項に規定する重要事項説明書における「汚水」に関する項目について虚偽記載を行った行為は、同項に違反する。当該違反行為は同法第65条第2項第2号に定める業務停止処分(7日間)に相当するものの、契約不適合責任を速やかに認め、契約解除に応じ、関係者への損害賠償措置を講ずるなど、誠実な対応を行ったことから、指示処分とする。
R7	8	7	兵庫県知事 (3)第11569号	Affitto.House株式会社	兵庫県	神戸市	指示		宅地建物取引業法第35条第1項に規定する重要事項説明書における「汚水」に関する項目について虚偽記載を行った行為は、同項に違反する。当該違反行為は同法第65条第2項第2号に定める業務停止処分(7日間)に相当するものの、契約不適合責任を速やかに認め、契約解除に応じ、関係者への損害賠償措置を講ずるなど、誠実な対応を行ったことから、指示処分とする。
R7	8	13	兵庫県知事 (4)第300294号	株式会社ハント不動産	兵庫県	川西市	業務停止	15日間	宅地建物取引業法第72条第1項の規定に基づき実施を予定していた令和6年11月27日、同年12月20日及び令和7年2月21日の事情聴取並びに令和7年5月9日の事務所立入検査に対し、正当な理由なく応じず、かつ事務所立入検査の受検可能な日についても報告しなかった。当該行為は法第72条第1項に違反し、法第65条第2項第2号に該当するため、同項の規定に基づき業務停止処分とする。(令和7年9月4日～9月18日)